

人権三法

国が差別の解消を目指して平成28（2016）年度に施行した3つの法律です。
これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 （通称：障害者差別解消法）

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す法律です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」 （通称：部落差別解消推進法）

現在もなお、部落差別が存在し、情報化の進展に伴ってその状況に変化が生じていることを踏まえた上で、「部落差別は許されないもの」という認識のもと、部落差別のない社会の実現を目指す法律です。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 （通称：ヘイトスピーチ解消法）

日本に適法に居住する日本以外の出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、社会から排斥することを扇動するような言動の解消を目指す法律です。